さいたま市告示第１２２５号

さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）外３件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年７月２４日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

ア　さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）

イ　さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）

ウ　さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）

エ　さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）

⑵　履行場所

　　仕様書のとおり

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

　令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の契約者所在地が市内にあり、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目（大分類）「買受け」内の営業品目（小分類）「紙・繊維くず」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場（さいたま市古繊維類売買業務仕様書第４項に定める業務内容に基づく選別処理を行うための機器を備え、受け入れた古繊維類を保管するために必要な面積を有する施設）及び本市との契約権限を有し、常時連絡が可能な体制にある支店若しくは営業所を市内に有している者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

　ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

⑴　交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

[***https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html***](https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html)

⑵　交付期間

告示の日から令和７年８月１８日（月）まで

⑶　交付費用

無償

４　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

告示の日から令和７年８月１８日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

⑶　受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当　保里　　電話　０４８（８２９）１３３６

⑷　提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

５　一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付方法

全て郵送とする。

⑵　交付日

令和７年８月２８日（木）までに交付するものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品１ｋｇ当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、１円未満について、小数点以下第２位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第２位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

(ア)　１⑴アの売却　令和７年９月２日（火）午後２時００分

(イ)　１⑴イの売却　令和７年９月２日（火）午後２時１０分

(ウ)　１⑴ウの売却　令和７年９月２日（火）午後２時２０分

(エ)　１⑴エの売却　令和７年９月２日（火）午後２時３０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－２１　ときわ会館５階小ホール

⑶　入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年９月２日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

　⑺　複数落札の制限

本入札は、１者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以降の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話　０４８（８２９）１３３６　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９１

７　契約手続等

⑴　契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

[***https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html***](https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html)

⑶　詳細は、入札説明書による。